

品川区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金交付要綱

制定 令和2年4月1日 区長決定 要綱第78号

改正 令和3年5月25日 部長決定 要綱第150号

(目的)

第1条 この要綱は鉄道駅のバリアフリーに寄与する補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を区が補助することに関し必要な事項を定めることにより、高齢者や障害者を含むすべての人が安全に安心して円滑に社会活動に参加できる福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道事業者（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条の規定に基づき、国土交通大臣の許可を受けて鉄道事業を經營する者（東京都交通局および東京地下鉄株式会社を除く。）をいう。以下同じ。）が区内の既存の鉄道駅（平成26年3月31日までに設置された駅に限る。以下同じ。）において、可動式ホーム柵およびそれに付随する固定柵の設置整備ならびにそれに伴う誘導または警告ブロックの設置および改良の設置整備する事業。（以下「可動式ホーム柵等整備事業」という。）
- (2) 鉄道事業者が区内の既存の鉄道駅において、車椅子対応エレベーター（単独での車椅子の乗り降りが可能なエレベーターをいう。以下「エレベーター」という。）を整備する事業（車椅子対応エレベーターの設置が困難な場合であって、区長が必要と認めるときは、車椅子対応エスカレーター（車椅子での乗り降りが可能なステップ付きのエスカレーターをいう。以下「エスカレーター」という。）を整備する事業を含む。以下「鉄道駅エレベーター等整備事業」という。）

(補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものから、仕入控除の対象となる消費税および地方消費税相当分を控除したものとする。鉄道事業者が当該補助対象事業について国から補助金の交付を受ける場合は、当該補助対象経費および国からの補助金の額を控除したものを補助対象経費とする。

- (1) 可動式ホーム柵等整備事業に要する経費（1 鉄道駅につき計 2 列までに限る。）のうち、設計費、機械本体購入費、据付工事費およびその関連付帯工事費（車両改造および定位置停止装置に係る費用は除く。）のうち、区長が適当と認めた経費。
- (2) 鉄道駅エレベーター等整備事業に要する経費のうち、設計費、機械本体購入費、据付工事費およびその関連付帯工事費のうち、区長が適当と認めた経費。

（補助金の交付額）

第 4 条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、次に掲げるものとする。
この場合において、交付額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

- (1) 可動式ホーム柵等整備事業の場合は、可動式ホーム柵等 1 列につき 4 0, 0 0 0 千円を限度とし、かつ、前条第 1 項第 1 号に規定する補助対象経費の 6 分の 1 以内の額とする。ただし、東京都による東京都鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金交付要綱（平成 2 6 年 4 月 1 日 2 5 都市基交第 4 8 8 号。以下「東京都要綱」という。）の規定に基づき東京都から補助金の交付を受ける場合は、可動式ホーム柵等 1 列につき 8 0, 0 0 0 千円を限度とし、かつ、同号に規定する補助対象経費の 3 分の 1 以内の額とする。
- (2) 鉄道駅エレベーター等整備事業の場合は、エレベーターのかごの有効寸法について、Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会。平成 2 9 年 3 月 2 4 日以下「ガイドライン」という。）で示す標準基準未満の場合は 1 基につき、2 0, 0 0 0 千円を限度とし、ガイドラインで示す標準基準以上の場合は 1 基につき、3 0, 0 0 0 千円を限度とする。ただし、東京都要綱の規定に基づき東京都から補助金の交付を受ける場合であって、エレベーターのかごの有効寸法について、ガイドラインで示す標準基準未満のときは 1 基につき 4 0, 0 0 0 千円を限度とし、ガイドラインで示す標準基準以上のときは、1 基につき 6 0, 0 0 0 千円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする鉄道事業者（以下「申請者」という。）は、品川区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書
 - (2) 補助対象事業が国からの補助金の交付の対象である場合は、国に提出した交付申請に係る書類の写しおよび国からの補助金交付決定の通知書の写し
 - (3) 工事費見積書等の写し
 - (4) 補助対象施設仕様書
 - (5) 工事関係図面一式
 - (6) 整備前現状写真
 - (7) その他、区長が必要と認める書類
- 2 申請者は、国の交付金決定を受けた後、すみやかに国の交付金決定通知書の写しを区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定および通知)

第6条 区長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、申請が適正であると認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 区長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、品川区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の計画変更の承認申請)

第7条 前条第1項に規定する補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）が、補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、品川区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金変更交付決定申請書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて速やかに区長に申請し、その承認を受けるものとする。

- (1) 変更補助金所要額調書
 - (2) 整備変更に係る補助対象施設仕様書
 - (3) 整備変更に係る工事関係図面一式
 - (4) 補助対象事業が国からの補助金の交付の対象である場合は、国に提出した変更申請に係る書類の写しおよび国からの補助金の変更交付決定の通知書の写し
 - (5) その他、区長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、交付決定された補助金の額に変更をきたさない場合で、かつ、次の各号のいずれかに該当する軽微な変更については、前項に規定する申請を要しないものとする。
- (1) 補助の目的のための弾力的運用に伴う事業内容の変更

(2) 補助金の目的を損なわない事業計画の軽微な変更

(補助金の交付額の変更決定および通知)

第8条 区長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、申請が適正であると認めたときは、補助金の交付額の変更を決定する

2 区長は、前項の規定により補助金の交付額の変更を決定したときは、品川区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助対象事業の中止等)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止または譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を区長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 補助対象事業者は、区長から補助対象事業の実施状況について報告を求められたときは、速やかに当該補助対象事業の状況を報告するものとする。

(実績報告)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに品川区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金完了実績報告書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて区長に報告しなければならない。

- (1) 補助金清算調書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象事業が国からの補助金の交付の対象である場合は、国に提出した実績報告に係る書類の写しおよび国からの補助金の額の確定通知書の写し
- (4) 補助対象施設事業工事写真
- (5) その他、区長が必要と認める書類

(補助金の交付額の確定および通知)

第12条 区長は、前条に規定する報告があった場合は、その内容の審査および必要に応じて行う現地調査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、品川区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金

確定通知書(第6号様式)により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 区長は、前条に規定する補助金の額の確定後になされる補助対象事業者からの品川区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金請求書(第7号様式)による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の決定の取り消し等)

第14条 区長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、既に交付した補助金の全部または一部について期限を定めて返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容、またはこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 補助対象事業を中止または廃止したとき。
- (4) 前3号に定める場合のほか、区長が適当でないと認めたとき。

(取得財産等の管理等)

第15条 補助対象事業者は、補助対象事業により取得し、または効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

(書類の保存)

第16条 補助事業者は、次に掲げる書類等を第3項で定める期間保存するものとする。

- (1) 取得財産等の得喪に関する書類
- (2) 取得財産等の現状把握に必要な書類および資料類

2 補助対象事業者は、次に掲げる書類等を、次項で定める期間保存しなければならない。

- (1) 取得財産等の得喪に関する書類
- (2) 取得財産等の現状把握に必要な書類および資料類

3 前2項で規定する書類等の保存期間は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成22年国土交通省告示第505号)に定める期間とする。

(財産の処分の制限)

第17条 補助対象事業者は、取得財産等を区長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間または、それに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りではない。

2 申請者が、取得財産等を区長の承認を経て処分をすることにより収入があるときは、区長はその交付した補助金の一部または全部に相当する金額を返還させることができるものとする。

(補助対象事業である旨の表示)

第18条 補助対象事業者は、補助対象事業の完了後、補助対象事業である旨の表示を、鉄道駅エレベーター等整備事業にあつては見やすい場所に、鉄道駅エレベーター等整備事業にあつてはエレベーターまたはエスカレーターに掲示しなければならない。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に部長が定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年6月1日から適用する。

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

品川区長 様

申請者 所在地
名称
代表者の職および氏名

品川区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金交付申請書

品川区鉄道駅バリアフリー推進事業を実施したく、品川区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて補助金交付の申請をいたします。

- 1 補助対象事業を行う駅の名称
- 2 補助対象事業の工事着手・完了予定年月日
着手： 年 月 日から完了： 年 月 日まで
- 3 補助対象経費の額 円
- 4 交付申請額 円
- 5 事業の目的
- 6 事業の概要
- 7 関係書類
 - (1) 補助金所要額調書
 - (2) 国(国土交通省)に提出した交付申請に係る書類の写しおよび国(国土交通省)からの補助金交付決定の通知書の写し
 - (3) 工事費見積書等の写し
 - (4) 補助対象施設仕様書
 - (5) 工事関係図面一式
 - (6) 整備前現状写真
 - (7) その他、区長が必要と認める書類

第2号様式(第6条関係)

第 年 月 日 号

様

品川区長



品川区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった品川区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金の交付について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助対象事業

2 補助対象経費 円

3 交付決定額 円

4 条件

申請者は補助対象事業の実施にあたり、「品川区補助金等交付規則」(昭和39年規則第4号)および品川区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金交付要綱(令和2年品川区要綱第〇〇号)の規定を順守すること。

第3号様式(第7条関係)

年 月 日

品川区長様

申請者 所在地
名称
代表者の職および氏名

品川区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金変更交付決定申請書

年 月 日付 第 号により補助金の交付の決定を受けた品川区鉄道駅バリアフリー推進事業について次のとおり変更したく、品川区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて補助金交付決定の変更申請をいたします。

1 変更の理由

2 変更の内容

3 関係書類

- (1) 変更補助金所要額調書
- (2) 整備変更に係る補助対象施設仕様書
- (3) 整備変更に係る工事関係図面一式
- (4) 国(国土交通省)に提出した変更申請に係る書類の写しおよび国からの補助金の変更交付決定の通知書の写し
- (5) その他、区長が必要と認める書類

第4号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

品川区長



品川区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった品川区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金交付決定の変更申請について、以下のとおり変更交付を決定したので通知します。

記

1 変更決定内容

2 変更補助対象経費 円

3 変更交付決定額 円

4 条件

申請者は補助対象事業の実施にあたり、品川区補助金等交付規則(昭和39年規則第4号)および品川区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金交付要綱(令和2年品川区要綱第〇〇号)の規定を順守すること。

第5号様式(第11条関係)

年 月 日

品川区長様

申請者 所在地
名称
代表者の職および氏名

品川区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金完了実績報告書

年 月 日付 第 号により補助金の交付の決定を受けた品川区鉄道駅バリアフリー推進事業費が完了したので品川区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり報告いたします。

1 実績報告額 円

2 関係書類

- (1) 補助金精算調書
- (2) 収支決算書
- (3) 国(国土交通省)に提出した実績報告に係る書類の写しおよび国からの補助金の額の確定通知書の写し
- (4) 補助対象施設事業工事写真
- (5) その他、区長が必要と認める書類

第6号様式(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

品川区長



品川区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金確定通知書

年 月 日付の品川区鉄道駅バリアフリー推進事業費実績報告についてその内容を審査した結果、補助対象事業の成果が補助金の交付決定内容およびこれに付した条件に適合すると認められたため、交付すべき補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定年月日および番号
年 月 日 第 号
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金交付確定額 円

第7号様式(第13条関係)

年 月 日

品川区長様

申請者 所在地
名称
代表者の職および氏名

品川区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金請求書

年 月 日付 第 号で補助金の交付確定を受けた品川区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金を下記のとおり請求します。

記

1 事業の名称

2 請求金額 円